

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の 入会手続きの一部改正について

令和3年1月29日

製造3分野での特定技能外国人材の円滑な受入れのため、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続きを一部改正しました。

1. 概要

特定技能外国人材の受け入れを希望する事業者は、出入国在留管理庁（以下「入管庁」という）による在留諸申請に係る審査を受ける必要があります。その審査要件の中には、初めて特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内に経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という）」の構成員になるという要件が課されています（当該要件は経済産業省が定める告示において規定しています）。

他方、協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁への在留諸申請時に申請した業種と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない（特定技能外国人材を受入れることができない）事例が生じておりました。

このため、製造3分野の特定技能外国人材の円滑な受入れに向け、入管庁への在留諸申請前に協議・連絡会の構成員となることとするため、告示改正及びそれに伴う運用要領別冊の改正を行いました。

2. 改正した告示

- 素形材産業分野
 - ・ [出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準](#)
 - ・ [新旧対照表](#)
- 産業機械製造業分野
 - ・ [出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準](#)
 - ・ [新旧対照表](#)
- 電気・電子情報関連産業分野
 - ・ [出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準](#)
 - ・ [新旧対照表](#)

3. 告示の施行期日等

公布日：令和3年1月29日

施行日：令和3年3月1日

4. 改正した特定の分野に係る運用要領別冊

- 素形材産業分野

- ・ [特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材産業分野の基準について-【本文】](#)
- ・ [分野参考様式第3-1号 素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書](#)
- ・ [新旧対照表](#)

- 産業機械製造業分野

- ・ [特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-産業機械製造業分野の基準について-【本文】](#)
- ・ [分野参考様式第4-1号 産業機械製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書](#)
- ・ [新旧対照表](#)

- 電気・電子情報関連産業分野

- ・ [特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-電気・電子情報関連産業分野の基準について-【本文】](#)
- ・ [分野参考様式第5-1号 電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書](#)
- ・ [新旧対照表](#)